

プール学院大学大学院実践科目助成金規程細則

プール学院大学大学院実践科目助成金支給についての細則は、次の通りとする。

1. 実践科目の実施地域および助成金支給限度額について

実践科目の実施地域を次のように区分し、支給限度額を定める。

| 実施地域 | 支給限度額 |
|--------------------|-------|
| A 地域（欧州、米国など） | 14万円 |
| B 地域（オセアニア、ネパールなど） | 12万円 |
| C 地域（韓国、中国など） | 10万円 |
| D 地域（日本国内） | 3万円 |

*ただしプール学院大学内での実践科目活動は助成金の支給対象としない。

2. 決定について

指導教員の承認を得た「実践科目活動申請書」および「実践科目助成金申請書」に基づき、大学院研究科委員会で推薦のあった者について、学長が実践科目助成金支給の決定を行う。

3. 返還について

次の各項目の一に該当する場合、原則として当該年度中に、支給された助成金の返還を求められる場合がある。1. 2. 4の場合は、助成金の全額、3の場合は残額を返還するものとする。

1. 助成金の支給後、指導教員の許可なく、実践科目活動に計画の変更があった場合
2. 助成金を支給された後、実践科目活動の所期の成果が得られなかった場合
3. 助成金を使い残された場合
4. 除籍、退学の場合

なお1. 2. の理由により全額返還された場合は、「助成金申請は在学中1回限りとする」の「1回の助成が辞退された」とみなし、再度の助成申請を受け付けるものとする。

4. 改正の手続き

この細則の改廃は、大学院研究科委員会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行う。

附 則

この細則は、2004（平成16）年 4月1日から施行する。

この細則は、2005（平成17）年10月1日改正施行する。

この細則は、2006（平成18）年 4月1日改正施行する。